フランス国判決の執行判決請求訴訟における公序違反と相殺の抗弁

【文 献 種 別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 令和 4 年 5 月 25 日
【事 件 番 号】 令和 1 年（ワ）第 33834 号
【事　件　名】 執行判決請求事件
【裁 判 結 果】 認容
【参 照 法 令】 民事訴訟法 118 条 3 号、民事執行法 24 条
【掲　載　誌】 判例集未登載
◆ LEX/DB 文献番号 25605823

立教大学教授 **安達栄司**

事実の概要

Ｘは、平成 9 年 7 月頃フランスにおいて設立された有限責任会社であり、財務におけるコンサルティング等を業務内容としている。ａは、Ｘの代表者取締役である。Ｙは、日本国内に住所を有する個人である。Ｘは、平成 13 年 10 月頃及び平成 14 年 3 月頃、いずれもパリ大審裁判所に対し、Ｙから委託を受けた商標登録及び融資交渉の業務等を行ったと主張して、Ｙに業務委託報酬金の支払を求める訴えを提起し、Ｙはこれに応訴した。パリ控訴院は、平成 21 年 6 月 10 日、ＸとＹとの間の上記訴えに係る控訴審として、大要、以下の判決をした。（ア）Ｙは、Ｘに対し、本件商標登録業務の報酬として、8 万 2390 ユーロ及びこれに対する平成 13 年 9 月 27 日から支払済みまで法定利率による利息を支払え。（イ）Ｙは、Ｘに対し、本件融資交渉業務の報酬として、51 万 3120 ユーロ及びこれに対する平成 13 年 9 月 27 日から支払済みまで法定利率による利息を支払え。（ウ）Ｙは、Ｘに対し、フランス民訴法 700 条に基づき、2 万ユーロを支払え。（エ）フランス民法 1154 条に基づき、利息の元金組入れを命ずる。Ｙは、本件控訴院判決を不服としてフランス破棄院に上告したが、フランス破棄院は、平成 23 年 1 月 20 日、上告を棄却し、本件控訴院判決と本件破毀院判決（以下併せて「本件各外国判決」という）は、確定した。その後、Ｙは、Ｘに対し、本件控訴院判決において認容された業務委託報酬の一部を支払った。

令和元年ＸはＹに対し、ＹがＸに対し 100 万 5793.59 ユーロ及び内金 98 万 5793.59 ユーロに対する令和 3 年 7 月 1 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払うよう命じた本件控訴院判決、並びにＹがＸに対し 1500 ユーロを支払うよう命じた本件破毀院判決について、我が国での強制執行を許すための執行判決を求めて東京地裁に提訴した（以下、「本件訴訟」という）。

本件訴訟において、Ｙは、Ｙ側の元従業員ｃとａが共謀して詐欺・横領をし、かつ本件各外国判決を騙取したことが公序良俗に反すること（民訴法 118 条 3 号）を主張した。さらにＹは次の 3 つの債権の存在を主張して、それらを自働債権、本訴請求債権を受働債権とする相殺の抗弁を提出して本訴請求債権の存在を争った。3 つの債権とは、すなわち、［債権 1］ａに対する訴訟費用等請求権 1 万ユーロ。フランスの裁判所は、Ｙとａとの間の訴訟において、同額の支払を命じていた。Ｙの主張によれば、Ｘとａは実質的に同一の人格を有するから法人格否認の法理によりＹはＸに対して債権 1 を請求することができる。［債権 2］ａに対する報酬返還請求権 3 億 6000 万円。Ｙが代表者を務める HK 社はａに対し同額の業務委託報酬返還請求権を有しており、その旨認定したルクセンブルク大公国の確定判決が存在する。同社は債権 2 をＹに譲渡している。前記の通りＸとａは実質的に同一の人格を有するから法人格否認の法理によりＹはＸに対して債権 2 を請求することができる。［債権 3］Ｘに対する共同不法行為に基づく損害賠償請求権 7376 万 4936 円。Ｙが代表者を務める HS 社はＸ及びａに対し同額の損害賠償請求権を有しており、その旨認定した日本の裁判所の判決が存在する。同社は債権 3 をＹに譲渡した。債権 3 の債務者はＸ及びａであるが、

両名の債務は連帯債務であるし、前記の通りＸとａは実質的に同一の人格を有するから法人格否認の法理によりＹはＸに対して債権３を請求することができる。この相殺の抗弁に対して、Ｘは、債権１～３の債務者はいずれもＸではないから、本訴請求債権と相殺適状にないこと、及びＸはペーパーカンパニーでもなければａの一人会社でもないから法人格否認の法理は適用されない、と主張して争った。

判決の要旨

請求認容。

「1　認定事実（2）東京地方裁判所は、平成24年9月24日、HS社を原告、ｃ及びｄを被告とする訴えにおいて、……、ｃに対し、HS社に3億2369万2401円及び遅延損害金を支払うよう命じる判決をした（以下「平成19年事件判決」という。）。ｃは、東京高等裁判所に控訴を提起したが、同裁判所は、判断を維持した上、原判決を変更し、ｃに対し、HS社に3億1369万2401円及び遅延損害金を支払うよう命じる判決をし、……同判決は、その後、確定した。なお、Ｘ及びａは、平成19年事件判決において、当事者となっておらず、本訴請求債権は、審理の対象となっていない。」

「(3) 東京高等裁判所は、平成24年2月9日、Ｙを控訴人、ｃを被控訴人とする訴えにおいて、……ｃに対し、Ｙに3000万円余及び遅延損害金を支払うよう命じる判決をした（以下「平成23年事件判決」という。）。同判決は、その後、確定した。なお、Ｘ及びａは、平成23年事件判決において、当事者となっていない。」

債権2について　「(4) ルクセンブルク大公国破棄院は、平成27年6月25日、ａがHK社に3億6000万円支払うよう命じた同国控訴院の判断につき、ａの上告を棄却する旨の判決をした。」

債権1について　「(5) フランス第一審裁判所は、Ｙとａとの間の訴訟において、ａがＹに訴訟費用全額及び訴訟費用以外の裁判費用5000ユーロを支払うよう命じた。」

「2　争点に対する判断

(1) 争点1（本件各外国判決の内容及び訴訟手続は日本における公序良俗に反しないか。）について

ア　本件各外国判決の内容について　（ア）本件各外国判決は、ｃがＹから業務全般に係る委任を受け、Ｘに対して報酬の支払を約した事実を前提に、本件商標登録業務及び本件融資交渉業務に係る報酬請求権の存在を認定し、Ｙにその支払を命ずるものである（括弧内省略）。上記認定事実及び主文を精査しても、日本の法秩序に照らして許容されない請求を認容したものではないし、本件各外国判決は、日本における確定判決の既判力に矛盾、抵触するものではないから、本件各外国判決の判決内容は、日本の公序良俗に反しないというべきである。

（イ）Ｙは、本件各外国判決の内容が、ａがＹから金員を詐取又は横領した旨認定した日本の確定判決（平成19年事件判決）、及びＹのｃに対する本件商標登録業務に係る損害賠償請求権を認容した日本の確定判決（平成23年事件判決）と矛盾すると主張する。しかし、そもそも、平成19年事件判決及び平成23年事件判決は、いずれもＸを当事者としていないから、両事件の判決の既判力はＸに及ばないのであり（民訴法115条1項）、この点のみからしても、本件各外国判決の内容と、平成19年事件判決及び平成23年事件判決の内容とが矛盾していないことは明らかである。また、各判決の理由中の判示についてみても、平成19年事件判決は、ａがＹ又はHS社から業務の一部に係る報酬相当額を横領した旨認定したにとどまり、本件商標登録業務及び本件融資交渉業務に係る報酬については、正当な報酬である旨認定していることがうかがわれる（括弧内省略）。平成23年事件判決も、本件商標登録業務について、ｃが不法行為責任を負う旨判示したにすぎず、ＸのＹに対する報酬請求権の成否には言及していない（前記認定事実。むしろ、ｃによる代理行為が有効であり、その効果がＸＹ双方に及ぶ結果、Ｘの報酬請求権が存在することを前提にしているものとも解し得る。）。そうすると、理由中の判示についても、本件各外国判決と矛盾するとはいえない。

（ウ）Ｙは、本件各外国判決はＸが提出した内容虚偽の証拠に基づくものであり、Ｘが本件各外国判決を騙取したなどと主張する。しかし、本件各外国判決によれば、Ｙは、本件各外国判決の訴訟手続において、提出された証拠の評価についても十分に争っていることがうかがわれる上、本件各外国判決が、客観的に虚偽の内容が記載された証拠に基づき判断されたものであることを認める

に足りる証拠はない。したがって、Xが虚偽の内容の証拠を偽造するなどして提出し、本件各外国判決を違法に取得したと認めることはできない。この点を措くとしても、Yの上記主張は、要するに、本件各外国判決で提出された証拠の証明力を弾劾し、もって本件各外国判決の内容が不当である旨をいうものであるところ、執行判決を求める訴えにおいては、本争点で判示する公序良俗に係る点（民訴法 118 条 3 号）を除き、外国判決の内容の当否を調査することができないから（民事執行法 24 条 4 項）、上記主張は採用することができない。

イ　訴訟手続について　　本件各外国判決に係る訴訟経過を見ても、裁判体の中立性、対審構造、手続保障等の担保に問題があるとはいえず、本件各外国判決の訴訟手続は、日本の公序良俗に反しないというべきである。」

「(2) 争点 2（相殺の抗弁の成否）について

ア　債権 1 及び債権 2 について　　債権 1 及び債権 2 は、いずれも、Xではなくaを債務者とするものであり、本訴請求債権と相殺適状にあるとはいえないから、各債権の成否を検討するまでもなく、Yによる相殺の抗弁は、理由がない。これに対し、Yは、XはYから資産を詐取するために設立されたaの一人会社であり、活動実態を有しないから、法人格否認の法理により、Xとaとが同一の人格を有する旨主張する。しかし、本件各外国判決は、本件商標登録業務及び本件融資交渉業務に係る請求に理由があると判示し、Xが本件商標登録業務及び本件融資交渉業務を行ったことがその前提となっていることからすれば（前記認定事実）、少なくとも、本件商標登録業務及び本件融資交渉業務が行われた当時、Xには、当該業務を行うだけの実態があったことは明らかであって、仮に、Xがaの一人会社であったとしても、XがYから資産を詐取するために設立された法人であって、法人格が形骸化しているとまで認めることはできない。そのほか、Xの人格とaのそれとを同一視すべき特別の事情はない。そうすると、Xとaの人格が同一であるとはいえないから、Yの主張は、理由がない。なお、Yは、Xが法人格を主張することは禁反言の法理に反するなどとも主張するが、本件全証拠によっても、Xが自らの法人格を否定するかのような主張、発言をした事実は認められないから、こうしたYの主張は、およそ採用することができない。

イ　債権 3 について　　Yは、Xに対し、XがHS社の財産を詐取・横領したことに係る共同不法行為に基づく損害賠償請求権 7376 万 4936 円を有すると主張し、その根拠として平成 19 年事件判決の判示を挙げる。しかし、平成 19 年事件判決は、当事者となっていないXに効力を及ぼすものでもない（前記（1）ア（イ））上、aがY又はHS社の資産を横領した旨認定するにすぎず、Xがこれに関与し、Yに対して損害賠償責任を負う旨認定するものではないから、債権 3 が存在することの根拠とはならない。そのほか、X又はaがHS社の財産を詐取・横領したと認めるに足りる的確な証拠はない。そうすると、債権 3 が成立しているとは認められない。

ウ　小括　　したがって、債権 1 から債権 3 までは、いずれも、本訴請求債権と相殺適状にないか、その成立が認められないものであるから、Yの主張は、理由がない。」

判例の解説

一　本判決の意義

外国裁判所の判決を債務名義として日本で強制執行をするためには、債権者は別に執行判決を得なければならない（民執法 22 条 6 号、同 24 条）。執行判決は、外国裁判所の確定判決が民訴法 118 条各号の要件を具備するとき認容される。本件において、フランス国裁判所[1]の確定判決（以下、「本件各外国判決」という）について、執行判決が求められた。争点は、民訴法 118 条 3 号の公序違反の有無、及び外国判決の成立後に行使の意思表示がされた相殺の抗弁の成否の 2 つであったが、本判決はいずれも否定して本訴請求を認めて、我が国における本件外国判決の執行を許す旨の判決をした。

本判決は各争点の判断について目新しい法理を示すものではなく、結論も妥当なように思われる。しかし、判旨の細部について見ると国際民事訴訟に特有の準拠法の判断について不適切または不十分な叙述が見られることには疑問が残る。

二　争点 1（公序違反）について

Yは、本件各外国判決の内容と訴訟手続の双方が日本の公序良俗に反すると主張した。本判決

は、本件各外国判決の内容がすでに確定した日本の平成19年事件判決と平成23年事件判決と矛盾するとYが主張することについて、118条3号の実体的公序違反を否定した。内外判決の矛盾は、手続的公序に関わる問題なので[2]、これを実体的公序の問題として判示する本判決は適切ではない[3]。内外判決の矛盾の判断は、それぞれの判決国法によって画される既判力の範囲が基準になる[4]。本判決が当事者も訴訟物も異なる内外判決の既判力の矛盾を否定したことは妥当である。さらに、本判決は両内国判決の理由中の判示にも言及して判決の矛盾のないことを述べるが、本件各外国判決の主観的及び客観的範囲が当事者と訴訟物を超えて及ぶことについての叙述を欠いたまま両内国判決の理由中の判示との矛盾を論じることは妥当ではなく、無用な判示である。

また本判決は、本件各外国判決が内容虚偽の証拠に基づき騙取されたことを実体的公序として判断しているが、これも手続的公序として論じられるべき問題である[5]。判決の不当取得（騙取）が手続的公序に反するといえるためには、承認国の裁判所が判決騙取の事実と判決への影響を独自に認定する必要があるが[6]、本判決はいずれも否定した。手続的公序に関する判示には異論はない。

三　争点2（相殺の抗弁の成否）について

執行判決請求訴訟において、被告が請求異議事由となる実体的抗弁を提出することの可否について、従来の判例及び学説は肯定説が支配的であり[7]、本判決も肯定説に従う。本判決は、相殺の抗弁に供された債権1及び債権2について、本訴請求債権との相殺適状を否定した。各自働債権の債務者がXではなくaであること、また法人格否認による同一人格性は認められないと判断したからである。本判決では、ここで相殺及び法人格否認の準拠法について判示していない。相殺の準拠法は、自働債権・受働債権の各準拠法の累積的適用説と受働債権準拠法説に学説で争いがあるが、近時は後説が有力である。それに従えば、本件の受働債権（＝本訴請求債権）は判決に基づく債権なので、判決国法つまりフランス法が相殺の準拠法となる[8]。法人格否認の準拠法について、学説は、相手方の信頼保護のための法人格否認の場合、当該契約または不法行為の準拠法とする[9]。本件では、Xを当事者とする融資交渉・商標登録の各業務委託契約の準拠法によって判断されるべきであったが、本判決は準拠法の判断をしないで、Xとaとの同一人格性を否定した。本判決には、これらの準拠法についての主張立証に基づく判示をすることが望まれた。債権3は、平成19年事件判決を証拠にしてX及びaに対する損害賠償の連帯債務を主張するものであるが、本判決はその成立を否定した。

四　まとめ

国際民事訴訟法学から見ると、本判決には、実体的公序と手続的公序の区別の不適切、並びに本件各外国判決の効力（既判力・理由中の判断）の主観的・客観的範囲、及び相殺の抗弁の相殺と法人格否認の準拠法の無自覚という点で不満が残る。実務的には、YまたはYが代表者を務めるHK社及びHS社は、フランス、ルクセンブルク、及び日本において、関連事件として、Xの代表者であるa及びcを被告とする対抗的訴訟を複数提起して勝訴している。それゆえに、YまたはHK社及びHS社は、Xを被告とする直接な対抗訴訟を先の関連訴訟と併合して、我が国、フランス、またはルクセンブルク大公国において提起することはできなかったかがY側の課題である。

●――注

1）フランス国裁判所の判決の承認執行が問題になった先例として、東京地判平25・4・26（LEX/DB25512252）があり、本判決と同様に執行判決訴訟における相殺の抗弁の可否が争点になっている。

2）小林秀之＝村上正子『新版 国際民事訴訟法』（弘文堂、2020年）167頁。

3）芳賀雅顯「本判決評釈」JCAジャーナル70巻7号（2023年）56頁。

4）鈴木正裕＝青山善充編『注釈民事訴訟法(4)』（有斐閣、1997年）363頁［高田裕成］。

5）鈴木＝青山編・前掲注4）書385頁、小林＝村上・前掲注2）書163頁。

6）Geimer, IZPR, 8. Aufl. (2020), Rn. 2986.

7）東京地判平23・3・28判タ1351号241頁（請求異議の反訴は不適法とする）、前掲東京地判平25・4・26。伊藤眞＝園尾隆司編集代表『条解民事執行法〔第2版〕』（弘文堂、2022年）214頁［今津綾子］。学説は、東京地判平成25年の評釈である嶋拓哉・ジュリ1465号（2014年）125頁、小池未来・同法66巻4号（2014年）1119頁、神崎禎・ジュリ1466号（2014年）307頁が詳しい。

8）芳賀・前掲注3）59頁。

9）各学説について、芳賀・前掲注3）58頁、59頁。